

食品製造業経営力強化サポート事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、消費者・実需者ニーズが多様化し食のマーケットが大きく変化する中、悪化した経営状況を改善するため、県内の食料品製造業者等が行う経営改善に向けた取組に要する経費について、予算の範囲内において、食品製造業経営力強化サポート事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、「食料品製造業者等」とは、県内に事業所を有する次に掲げるものをいう。

- (1) 日本標準産業分類(令和5年7月27日付け総務省告示第256号)に規定する食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ及び飼料・有機質肥料製造業を除く。以下「食料品製造業」という。)に係る事業者
- (2) 食料品製造業者に製造を委託する者
- (3) 前二号に掲げるもののほか、宮城県の食産業の振興を図る事業実施主体として知事が適当と認めた者
- (4) 専門家の指導・助言を受けて経営力強化に取り組む意思があり、専門家の派遣により支援の効果が期待できること

(交付対象等)

第3 補助金の対象となる事業は次の第1号から第3号までに掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 食のマーケットや食産業を取り巻く情勢の変化により、悪化した経営状況を改善するために食品製造業者等が行う取組であること。
 - (2) 食品製造業経営力強化サポート事業による外部専門家等の指導又は助言に基づく取組であること。
 - (3) 事業期間内に一定の事業成果が見込まれること。
- 2 補助金の対象となる経費及び補助率等は、別表1及び別表2のとおりとする。
- 3 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事業の実施期間)

第4 この事業の実施期間は、原則として交付決定日から交付決定年度の2月26日までとする。

2 知事は、交付決定の前に行われたものであっても、写真や書類等による確認が可能で適正と認められる第3の事業に要する経費については、補助金の対象とすることができる。

(交付の申請)

第5 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 食料品製造業者等は、前項の補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業計画書(別記様式第1号-別紙1)
 - (2) 事業費積算明細書(別記様式第1号-別紙2)
 - (3) 事業スケジュール(別記様式第1号-別紙3)
 - (4) 外部専門家による補助事業計画確認届(別記様式第1号-別紙4)
 - (5) 専門家の指導・助言に基づく取組実施に係る同意書(別記様式第1号-別紙5)
 - (6) 暴力団排除に関する誓約書(別記様式第1号-別紙6)
 - (7) 直近3期分の決算報告書の写し
 - (8) 登記事項証明書[法人の場合]又は代表者の住民票抄本[個人の場合]
 - (9) 納税証明書(全ての県税)
 - (10) その他知事が必要と認める書類
- 4 次のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。
- (1) 過去に当該事業又はコロナ対応型食品製造業経営力強化サポート事業費補助金の交付決定を受けたことのある者
 - (2) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (3) 県税に未納がある者
- 5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛て照会することができる。

(交付の決定)

- 第6 知事は、第5の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。
- 2 同一食料品製造業者等かつ同一事業内容において、他補助事業と併用で本補助事業の交付決定を受けることはできない。
- 3 知事は、交付決定に当たって、第5第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、当該申請に係る補助対象経費から当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 知事は、第5第2項ただし書の規定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業の変更)

- 第7 補助事業(補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。)を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の変更をしようとするときは、あらかじめ別記様式第2号及びその別紙による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更についてはその限りではない。
- (1) 補助対象経費の30%以内の減額の変更である場合
 - (2) 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

(補助事業の中止又は廃止)

- 第8 補助事業者は、補助事業を中止若しくは廃止又は他に継承させようとするときは、あらかじめ別記様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

- 第9 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときには、速やかに、別記様式第4号による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

い。

(遂行状況報告)

第10 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めた場合には、別に定める期日までに別記様式第5号による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業実績書(別記様式第6号一別紙1)
- (2) 事業実績一覧(別記様式第6号一別紙2)
- (3) 事業費支出明細書(別記様式第6号一別紙3)
- (4) 補助事業用帳簿(別記様式第6号一別紙4)
- (5) 見積書、契約書、納品書及び領収書等の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第12 補助金は規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(工業所有権に関する届出)

第14 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権(以下「工業所有権」という。)を補助事業年度又は補助事業年度の終了後3年間以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく別記様式第9号による工業所有権取得等届出書を知事に提出しなければならない。

(書類の提出等)

第15 この要綱により知事に提出する書類の部数は各1部とし、それぞれ農政部食産業振興課に提出するものとする。

(成果の発表)

第16 知事は、補助金の交付を受けて行った補助事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に成果を発表させることができるものとする。

2 知事は、補助金の交付を受けて行った補助事業の成果のうち、特に優良と認める事例について、その成果を公表することができるものとする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月25日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月25日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月27日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。

別表1(補助金の対象となる経費等)

経費項目	具体的な内容
旅 費	事業を実施するために直接必要な補助事業者が行う先進事例視察及びマーケティングなどの活動に要する交通費、宿泊料
研究開発費	商品開発に直接必要な原材料費(自社からの仕入は対象外)、外注費、検査・分析費、機械リース費、包装デザイン等開発費、EC サイト改良・構築費
調査研究費	調査研究のためのサンプル制作費(無償配布に限る)、紹介資料等作成費、調査研究に直接必要なマーケティング委託費、試験・調査費
庁 費	事業を実施するために直接必要な会場等借用料、消耗品費、商談会等出展経費、ポスター・パンフレット等の制作費、資料購入費、送料、広告料等のPR経費
そ の 他	上記のほか、知事が必要と認める経費

別表2(1事業あたりの補助限度額及び補助率等)

補助限度額	補助率
補助上限 750千円 (下限なし)	補助対象経費の2分の1以内